

河川堤防の刈草はいかがですか？ ～堤防除草で発生する刈草を無償で提供します～

国土交通省岩手河川国道事務所一関出張所では、北上川や支川の堤防除草を年2回実施し、堤防の変状を確認しています。

除草により発生する刈草は、家畜への飼料や敷き草、家庭菜園などの堆肥に利用できるため、必要とする地域の皆さんに無償で提供します。



岩手河川国道事務所一関出張所では、北上川本川をはじめ支川の砂鉄川、磐井川などの支川を管理しており、管理延長は本川、支川あわせて49.6kmに及びます。

そのうち、堤防の延長は約56kmあり、除草面積は約180万㎡になります。堤防除草は年2回実施しており、1回目は5月～6月、2回目は8月～10月頃に実施しています。

今回、1回目の堤防除草に伴い発生する刈草を無償で提供します。提供を希望する方は、下記の岩手河川国道事務所のHPをご覧くださいか、問い合わせ先までご連絡ください。

刈草の有効活用は、堤防を維持管理する費用の縮減に寄与することはもちろんのこと、CO2の削減や有機物循環利用にも貢献できます。

■提供イメージ：刈草ロール

サイズ：Φ500、W=700 約20kg

提供期間 第1小堤：6月25日頃～

第2小堤：6月15日頃～

※無くなり次第終了



【第1小堤 提供数量：1,300ロール予定】



【第2小堤 提供数量：1,500ロール予定】

【申し込みについては、下記の岩手河川国道事務所HPよりご覧下さい。】

http://www.thr.mlit.go.jp/bumon/kisya/kisyah/images/81294_1.pdf

問い合わせ先：一関出張所 TEL 0191-23-2435